

○宇都宮市青少年活動センター条例施行規則

昭和 61 年 3 月 22 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市青少年活動センター条例(昭和 61 年条例第 4 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 センターの開館時間は、次のとおりとする。

(1) 平日及び土曜日 午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 午前 9 時から午後 5 時まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(条例第 4 条第 1 項に規定する者である旨の登録)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、登録申請書を市長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請をした者が条例第 4 条第 1 項に規定する者であると認めたときは、登録証を当該申請者に交付するものとする。

(登録証の有効期間等)

第 5 条 前条第 2 項の登録証(以下単に「登録証」という。)の有効期間は、交付の日から当該交付をした日の属する年度の末日までとする。

2 登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 登録証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出て、その更正を受けなければならない。

4 登録証を紛失し、又は破損したときは、登録証の再交付を受けなければならない。

5 登録証が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録証を無効とする。

(1) 登録証の原形が確認できないほど破損し、又は汚損したとき。

(2) 虚偽の申請により登録証の交付を受けたとき。

(登録証の返納)

第 6 条 登録証の交付を受けた者が条例第 4 条第 1 項に規定する使用者の資格を失ったとき、登録証の有効期間が満了したとき、又は登録証が前条第 5 項の規定により無効となつたときは、当該交付を受けた者は、速やかに市長に登録証を返納しなければならない。

(使用許可の申請)

第7条 条例第5条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第8条 市長は、前条の使用許可の申請について適当と認めたときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

2 前項の使用許可書は、センターを使用するときこれを提示しなければならない。この場合において、当該使用しようとする者が第4条第1項の登録を受けたものであるときは、登録証を併せて提示しなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第9条 使用者は、センターの使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可取消変更申請書に使用許可書を添えて、使用日の前日までに市長に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 条例第7条第5項の規定により、使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、使用料免除決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、センターの使用が終了したとき、又は条例第9条の規定により使用を制限され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設等をき損し、又は汚損したときは、市長が特にやむを得ないと認めたものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第13条 使用者は、センターを利用するに当たっては、別に定める事項を遵守しなければならない。

(様式)

第14条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月24日規則第4号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月19日規則第27号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月27日規則第49号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成16年12月27日規則第44号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 31 日規則第 58 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日規則第 5 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日規則第 63 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(宇都宮市勤労青少年ホーム条例施行規則の廃止)

- 2 宇都宮市勤労青少年ホーム条例施行規則(昭和 44 年規則第 6 号)は、廃止する。